

No	ガイドライン 項番	大項目	中項目	小項目	条件	確認事項	補足	分類		自己評価				備考		
								規定	運用	適合状況 (○or ×)	該当無 (○)	当該規定類等名称	必須		該当無	努力
1	3-1-1	確認義務	確認方法	第三者の氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	第三者から個人データの提供を受ける場合	当該第三者に対して、第三者の氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名を確認したか。	この際、当該第三者は当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない(法第30条第2項。同項に違反した場合には法第180条により10万円以下の過料)。		★					-	-	
2	3-1-1	確認義務	確認方法	第三者の氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	第三者から個人データの提供を受ける場合で 2項が該当する場合	氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法となっているか。			★					-	-	
3	3-1-2	確認義務	確認方法	第三者による個人データの取得の経緯	第三者から個人データの提供を受ける場合	当該第三者に対して、第三者による個人データの取得の経緯を確認したか。	仮に、適法に入手されたものではないと疑われるにもかかわらず、あえて個人データの提供を受けた場合には、法第20条第1項の規定違反と判断される可能性がある。		★					-	-	
4	3-1-2	確認義務	確認方法	第三者による個人データの取得の経緯	第三者から個人データの提供を受ける場合で 4項が該当する場合	個人データの取得の経緯の確認を行う方法は、個人データを提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法となっているか。			★					-	-	
5	3-1-2	確認義務	確認方法	第三者による個人データの取得の経緯	第三者から個人データの提供を受ける場合で 4項が該当する場合	「取得の経緯」の具体的な内容は、取得先の別(顧客としての本人、従業員としての本人、他の個人情報取扱事業者、家族・友人等の私人、いわゆる公開情報等)、取得行為の態様(本人から直接取得したか、有償で取得したか、いわゆる公開情報から取得したか、紹介により取得したか、私人として取得したものか等)などを確認しているか。	個人データの内容、第三者提供の態様などにより異なるため基本とする。 個人データを提供した「第三者」による取得の経緯を確認すれば足り、そこから遡って当該「第三者」より前に取得した者の取得の経緯を確認する義務はない。		★					-	-	
6	3-1-3	確認義務	確認方法	法の遵守状況	第三者から個人データの提供を受ける場合	当該個人情報取扱事業者の法の遵守状況(例えば、利用目的、開示手続、問合せ・苦情の受付窓口の公表など)について確認したか。	オプトアウトによる第三者提供により個人データの提供を受ける際には、受領者は、当該個人情報取扱事業者の届出事項が個人情報保護委員会により公表されている旨を記録しなければならないことに留意する。 法の遵守状況を確認した結果、提供される個人データが適法に入手されたものではないと疑われるにもかかわらず、当該個人データの提供を受けた場合には、法第20条第1項の規定違反と判断されるおそれがある。		★					-	-	
7	3-2	確認義務	既に確認を行った第三者に対する確認方法		第三者から複数回にわたって同一「本人」の個人データの授受をする場合で、事項の確認を省略した場合	既に適法な方法により確認を行い、適法な方法により作成し、かつ、その時点において保存している記録に記録された事項と内容が同一である事を確認したか。	適法な方法とは、「3-1-1 第三者の氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」「3-1-2 当該第三者による当該個人データの取得の経緯」「4 記録義務」による方法とする。		★					-	-	
8	4-1-1	記録義務	記録を作成する方法など	記録を作成する媒体	第三者と個人データの授受を行う場合(個人データを第三者に提供、もしくは、第三者から個人データの提供を受けた場合)	授受に関する記録を、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成したか。	電磁的記録とは、電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。以下同じ。		★					-	-	
9	4-1-2-1	記録義務	記録を作成する方法など	記録を作成する方法	第三者と個人データの授受を行う場合	原則として、個人データの授受の都度、速やかに、記録を作成したか。	個人データを授受する前に記録を作成することもできる。本人別に記録を単体で作成する方法のほか、対象となる複数の本人の記録を一体として作成することもできる。		★					-	-	
10	4-1-2-2	記録義務	記録を作成する方法など	記録を作成する方法	第三者と個人データの授受を行う場合で、一括して記録を作成する場合	一定の期間内に特定の事業者との間で継続的に、又は、反復して個人データを授受する事が事実である事を確認したか。 ただし、オプトアウトによる第三者提供については除く。	本人別に記録を単体で作成する方法のほか、対象となる複数の本人の記録を一体として作成することもできる。複数の本人の記録を一体として記録を作成する場合において、継続的に又は反復して個人データを授受する対象期間内に、データ群を構成する本人が途中で変動する時も、一括して記録を作成することもできる。		★					-	-	

2-1-1	確認・記録義務の適用対象	<p>次の(1)から(7)までに掲げる第三者提供については、個人データが転々流通することは想定されにくいことに鑑み、確認・記録義務は適用されない。また、外国にある第三者に対して個人データを提供する場合も、次の(1)から(7)までに掲げる第三者提供については、記録義務は適用されない。</p> <p>(1)法令に基づいて個人データを提供する場合。</p> <p>(2)人（法人を含む。）の生命、身体又は財産といった具体的な権利益が侵害されるおそれがあり、これを保護するために個人データの提供が必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合。</p> <p>(3)公衆衛生の向上又は心身の発展途上にある児童の健全な育成のために特に必要な場合であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合。</p> <p>(4)国の機関等が法令の定める事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であって、協力する民間企業等が当該国の機関等に個人データを提供することについて、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。</p> <p>(5)当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）</p> <p>(6)当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供するとき（当該個人データを提供する場合の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。</p> <p>(7)当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）</p>
2-1-2	法第 27 条第 5 項各号に掲げる場合	<p>次の(1)から(3)までに掲げる第三者提供については、法第 27 条第 5 項柱書において「第三者に該当しないものとする」とされていることに鑑み、確認・記録義務は適用されない。</p> <p>(1)個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合</p> <p>(2)合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合</p> <p>(3)特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき</p>
2-1-2	外国にある第三者に個人データを提供する場合の記録義務の適用	<p>外国にある第三者に対する個人データの提供は、次の類型ⅠからⅣまでに分けられる。各類型と記録義務の適用関係は次のとおりとなる。</p> <p>類型Ⅰ：本人の「同意」を得ている場合</p> <p>類型Ⅱ：当該第三者が、我が国と同等の水準であると認められる個人情報保護制度を有している国として個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。）で定められた国にある場合</p> <p>類型Ⅲ：当該第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制として規則で定める基準に適合する体制を整備している場合</p> <p>類型Ⅳ：2-1-1 に該当する場合</p> <p>類型Ⅰ：適用あり</p> <p>類型Ⅱ又はⅢ：2-1-2（前項）に該当しない場合：適用あり</p> <p>2-1-2（前項）に該当する場合：適用なし</p> <p>類型Ⅳ：適用なし</p>
2-1-3	第三者が法第 16 条第 2 項各号に掲げる者である場合	<p>本人又は個人情報取扱事業者以外の者である「第三者」のうち、次の(1)から(4)までに掲げる者との間で個人データの授受を行う場合は、確認・記録義務は適用されない。本自己評価表において「第三者」というときは、基本的に、次の(1)から(4)までに掲げる者を除くものとする。</p> <p>(1)国の機関</p> <p>(2)地方公共団体</p> <p>(3)独立行政法人等（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び法別表第 1 に掲げる法人（法別表第 2 に掲げる法人を除く。）をいう。）</p> <p>(4)地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）</p>